

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第103号

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

岩手県職員定数条例（昭和27年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。																				
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>定 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>知事の事務部局</td><td><u>4,264人</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>収用委員会の事務部局</td><td><u>3人</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	定 数	知事の事務部局	<u>4,264人</u>	[略]		収用委員会の事務部局	<u>3人</u>	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>定 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>知事の事務部局</td><td><u>4,534人</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>収用委員会の事務部局</td><td><u>10人</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	定 数	知事の事務部局	<u>4,534人</u>	[略]		収用委員会の事務部局	<u>10人</u>	[略]	
区 分	定 数																				
知事の事務部局	<u>4,264人</u>																				
[略]																					
収用委員会の事務部局	<u>3人</u>																				
[略]																					
区 分	定 数																				
知事の事務部局	<u>4,534人</u>																				
[略]																					
収用委員会の事務部局	<u>10人</u>																				
[略]																					
2・3 [略]	2・3 [略]																				
備考 改正部分は、下線の部分である。																					

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。